

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 5 日

各都道府県衛生主管部(局)
医務主管課
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について

電子処方箋の普及やその運用につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく電子処方箋の仕組み（以下「電子処方箋管理サービス」という。）の運用については、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号・医政発 1028 第 1 号・保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和 6 年 12 月 18 日最終改正。）においてとりまとめているところです。

今般、電子処方箋の運用に当たって、過去に発出された事務連絡との関係について、別添のとおり取りまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。なお、一般的な Q&A 等については、医療機関等向けポータルサイトに掲載しているため、併せて周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は保険局医療課と協議済みであることを申し添えます。